

向精神薬多剤投与時の内服逡減疑いについて

疑義解釈資料（その2）の問22による向精神薬多剤投与と内服薬多剤投与の算定ルールが示されました。

現行は向精神薬多剤投与に該当する場合は、内服薬多剤投与の逡減は行わないとしていましたが、その場合でも向精神薬以外の内服薬で7種類以上になる場合は向精神薬以外の薬剤料について逡減を行うとなりました。

この算定ルールに照らし、薬剤料が正しく算定されていない疑いがある会計データを調査し、該当する会計情報の一覧表を作成するプログラムを提供します。

統計プログラムを組み込み、処理を実施して一覧表が作成された場合は、内容を確認して診療行為入力から会計データの訂正を行ってください。

※訂正後は点数が下がります。

プログラムは、月次統計処理から実行できますので、使用する場合はシステム管理で登録が必要です。

システム管理の登録

- (1) 管理コードに3002「統計帳票出力情報（月次）」を選択します。
- (2) 区分コードに登録する空き番号を入力します。
- (3) 有効年月日を空白のままEnterキーを入力します。
“00000000”～“99999999”
- (4) 「確定」をクリックします。
- (5) 「複写」をクリックします。
- (6) 一覧の中から「向精神薬多剤投与時の内服逡減疑い患者一覧」をクリックし、「確定」ボタンをクリックします。
- (7) 「登録」ボタンをクリックします。

月次統計業務から処理を行います。

パラメタ説明

診療年月

平成28年4月を指定します。

処理区分

0：該当する算定日情報を表示

1：該当する算定日情報と内服薬を表示

※未指定の場合は「0」の動作となります。